

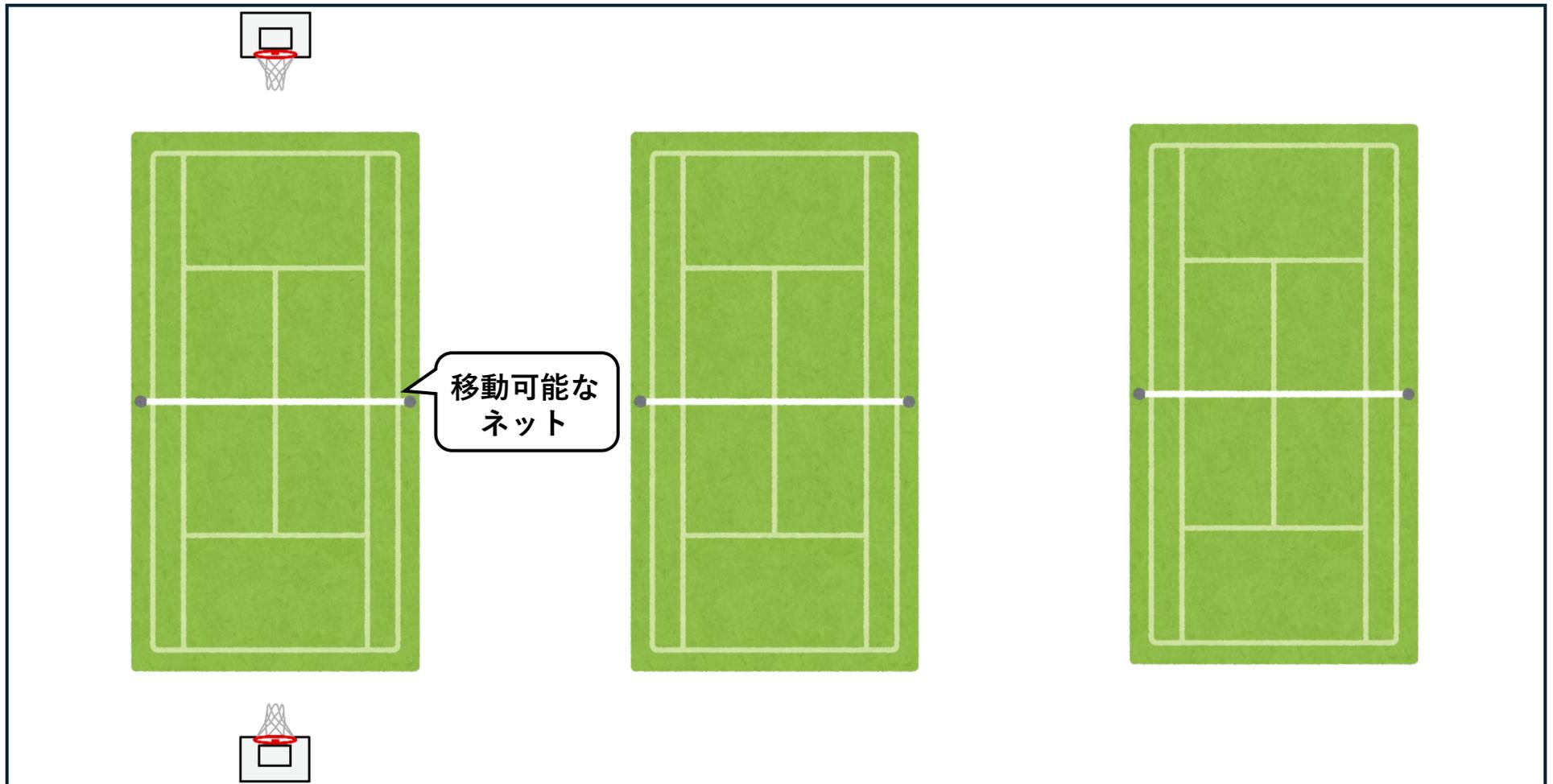
茨城県内 公設児童クラブ 学校長期休業中の開所時刻

市町村名	通常保育	延長保育	市町村名	通常保育	延長保育
北茨城市	—	—	境町	7:30	
高萩市	8:00	7:40	坂東市	7:30	
日立市	8:00	7:30	常総市	7:00	
常陸太田市	7:30		石岡市	8:00	7:30
大子町	7:30/8:00		かすみがうら市	8:00	7:00
常陸大宮市	7:30		土浦市	8:00	(試験的に)7:30
東海村	7:30		つくば市	8:00	
那珂市	7:30		つくばみらい市	7:30	
ひたちなか市	7:45		美浦村	7:30	
水戸市	8:00		阿見町	7:30	
城里町	7:00/7:30/8:00		牛久市	8:00	7:00
笠間市	7:30		守谷市	7:30	7:00
茨城町	7:30		取手市	7:30	
大洗町	7:30		龍ヶ崎市	8:00	7:30
小美玉市	8:00	7:30	稲敷市	7:30	
桜川市	8:00		河内町	7:30	
筑西市	7:00/7:30/8:00		利根町	8:00	
結城市	7:30/8:00		鉾田市	8:00	7:30
下妻市	—	—	行方市	7:30	
八千代町	8:00		鹿嶋市	7:30	
古河市	7:30		潮来市	7:45	
五霞町	—	—	神栖市	7:30	

※「/」:クラブにより開所時刻が異なる 「—」:公設児童クラブなし

※本資料は、各自治体のHP掲載情報及び聞き取りをもとに川久保皆実議員が作成

テニスコートにおけるバスケットゴール設置イメージ



松戸市
MATSUDO CITY

松戸市子育て情報サイト
まっどDE子育て

子育てナビ | 特集記事 | 施設情報 | イベント

現在のページ: トップページ > 子育て > まっどDE子育て > 子育てナビ > 家庭への支援・助成 > 幼児同乗用自転車等の購入支援・助成

幼児同乗用自転車等の購入支援・助成

更新日: 2024年6月20日 > 児童手当に関するQ&A

幼児同乗用自転車等の購入費の一部を

一般的な自転車の3人乗りは、滑走中大変不安定である。満たす自転車や幼児ヘルメットを普及させ、子どももまた、子育て家庭が幼児同乗用自転車を安価に購入で負担の軽減を図ります。

令和4年4月1日から児童扶養手当受給者で未就学児1名(児童扶養手当は、父母の離婚等により、父または母とひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの手当です。児童手当とは異なりますご注意ください。)

児童扶養手当とは
児童手当とは

幼児同乗用自転車

幼児同乗用自転車助成金チラシ (PDF: 621KB)

対象者

次の全ての項目に該当する方

1. 購入日及び申請日に松戸市にお住まいの方
2. 申請日において2名以上の未就学児の親権を有する親権を有する方であり、当該幼児と生計を一により、父または母と生計を同じくしていない子どもと自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることにより、児童手当とは異なりますご注意ください。
3. 親権を有するすべての方が市税を滞納していない方
4. 申請者または同じ世帯の方が本事業の助成を受けず(度とする)

未就学児の定義

小学校就学の始期に達するまでの者(6歳に達する日)

注意事項

申請者、振込口座名義、領収書の氏名は全て同一の方で申請となります。

お子さんがお一人の世帯で、幼児同乗用自転車の購入を検討されている方へ

この時点では、助成金の申請はできません。(児童扶養手当受給者は除く)

この時点では、幼児用座席が一つだけ装着された幼児同乗用自転車を購入される方が多く、二人目のお子さんがご利用になる時点でもう一つの幼児用座席を購入される方が多いのではないかと思います。

このような場合は、二つの幼児用座席の装着のほかその他の要件も満たした時点で助成金の申請が可能となり、申請額も最初に購入した費用(幼児同乗用自転車と幼児用座席一つの購入費用)と新たに購入した費用(二つ目の幼児用座席の購入費用)とを合算することが可能です。

ただし、申請時には、それぞれの領収書(原本)や安全性等を証するマーク、品質保証書などの書類が必要です。申請時までこれらを大切に保管し、申請に備えていただくようお願いいたします。

申請に必要な書類

対象経費

次の購入費用を助成します。

1. 幼児同乗用自転車 幼児用座席が2つ装着されている自転車で、一般社団法人自転車協会が認め

お問い合わせ

松戸市立総合医療センター
「受付管理」「副産品」は特に危険!

家庭ごみの分別見本表
家庭ごみの分別見本表「は行」「は」から「ほ」

新型コロナウイルス感染症の体調不良(後遺症)

お気に入り

登録されているページはありません。

+ このページを登録する

よくある質問FAQ

お子さんがお一人の世帯で、幼児同乗用自転車の購入を検討されている方へ

この時点では、助成金の申請はできません。(児童扶養手当受給者は除く)

この時点では、幼児用座席が一つだけ装着された幼児同乗用自転車を購入される方が多く、二人目のお子さんがご利用になる時点でもう一つの幼児用座席を購入される方が多いのではないかと思います。

このような場合は、二つの幼児用座席の装着のほかその他の要件も満たした時点で助成金の申請が可能となり、申請額も最初に購入した費用(幼児同乗用自転車と幼児用座席一つの購入費用)と新たに購入した費用(二つ目の幼児用座席の購入費用)とを合算することが可能です。

ただし、申請時には、それぞれの領収書(原本)や安全性等を証するマーク、品質保証書などの書類が必要です。申請時までこれらを大切に保管し、申請に備えていただくようお願いいたします。

※下線は川久保皆実議員による。

出典:「幼児同乗用自転車等の購入支援・助成」(松戸市HP)
https://www.city.matsudo.chiba.jp/kosodate/matsudodekosodate/kosodatenavi/teate_jyousei/youji_jitensha.html

市町村名	令和5年度の試掘・確認調査の実施件数	試掘・確認調査の依頼から着手までの期間の目安（概略値）
水戸市	112	1か月
石岡市	88	1～2か月
つくば市	52	6か月
阿見町	37	2～3週間
土浦市	35	2～4か月
かすみがうら市	32	3～4か月

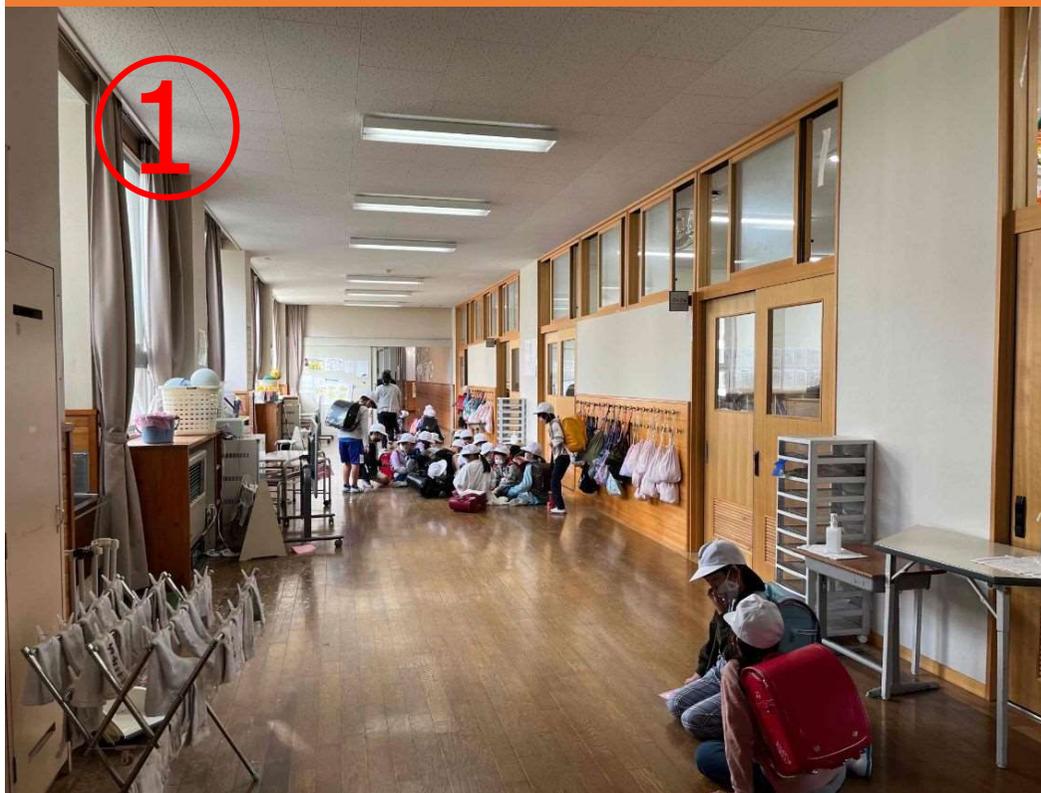
※令和5年度の試掘・確認調査の実施件数が30件以上の近隣自治体を抜粋

資料3

普通教室を活用した 放課後児童クラブの取組について (学校活用型放課後児童クラブ)

学校教育課

放課後、児童クラブ（＝普通教室）へ



- ①帰りの会（学校）が終わったら、
- 帰宅する児童
 - 児童クラブに行く児童
- に分かれて、廊下に並びます。

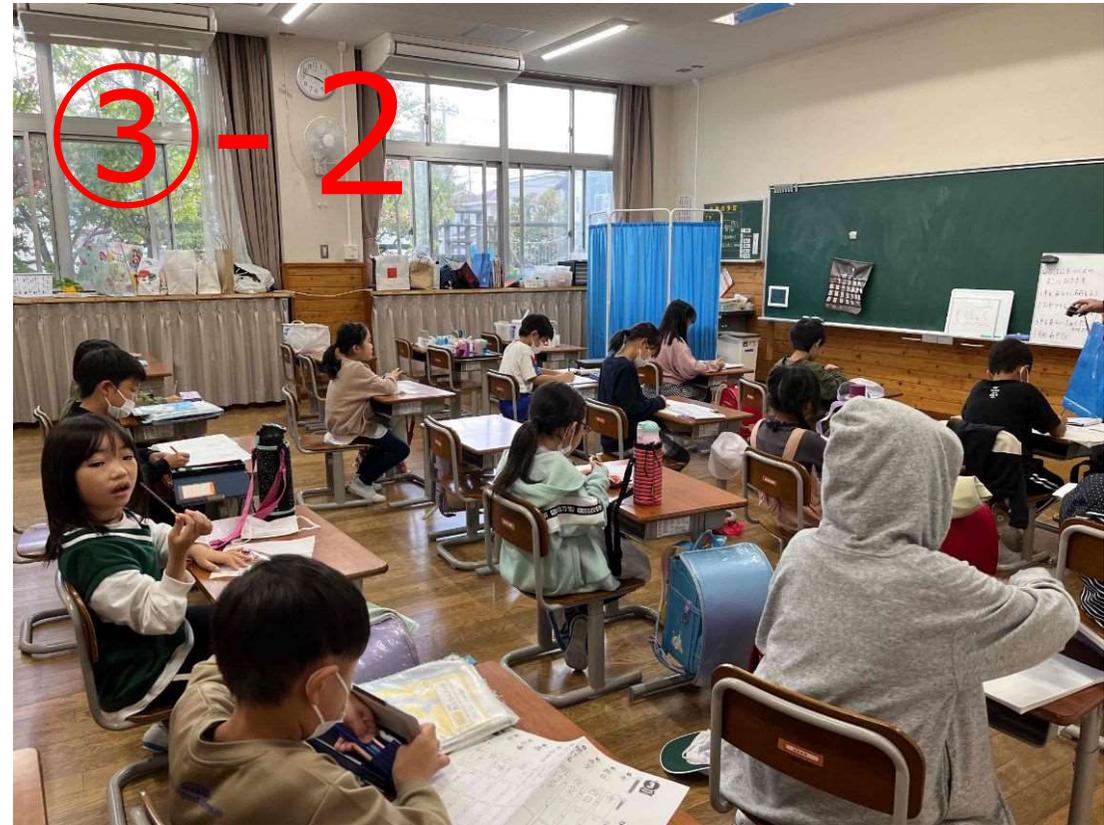
- ②児童クラブ（＝普通教室）へ。
支援員に検温をしてもらい、入室します。



ひまわり児童クラブの活動の様子



③児童は席に座って、おやつを食べたり、宿題をしたりしています。



岩倉小学校の整備状況（2年1組）



- ④教員の机などはパーテーションで仕切っています。
⑤帰る前には、児童が机の中の引き出しを棚にしまします。
カーテンを閉めます。

保育場所（活動スペース）の現状と今後について

【現状】

学校施設内		学校施設外	
共用(特別教室)	1 3	公共施設	1 2
一部供用	4	民間施設	1 1
占有	1 7	専用施設	1 9
(計)	3 4	(計)	4 2



〔今後の予定〕

- ★学校施設内に保育場所（活動スペース）を確保していく取組を強化
- 令和5年度
- ・民間施設2クラブ⇒学校施設内へ移転予定
 - ・普通教室の共用（岩倉小・他1校程度）



現在のページ：[トップページ](#) > [環境・まちづくり](#) > [公園・児童遊園](#) > 港区立公園・児童遊園での花火の利用について

更新日：2024年7月29日

港区立公園・児童遊園での花火の利用について

原則、公園・児童遊園においては火気の使用を禁止していますが、地域の子ども達の夏の思い出づくりのため、にぎわい創出につながる公園等の活用の一環として、一部の公園・児童遊園での花火の利用を認めます。

ルールを守ってご利用いただくようお願いいたします。

利用可能期間及び時間

期間

令和6年7月20日から9月1日まで

令和7年度以降

原則7月21日から8月31日まで

※7月21日が日曜日の場合、7月20日から、8月31日が土曜日の場合、9月1日まで利用可能とします。

時間

午後6時から午後8時まで（準備、片付けを含む）

利用可能な公園・児童遊園

地区名	公園	児童遊園
芝地区	<ul style="list-style-type: none">本芝公園（芝4-15-1）塩釜公園（新橋5-19-7）南桜公園（西新橋2-10-13）芝公園（芝公園4-8-4）	<ul style="list-style-type: none">金杉橋児童遊園（芝1-1-26）芝新堀町児童遊園（芝2-12-3）三田二丁目児童遊園（三田2-10-7）浜松町四丁目児童遊園（浜松町2-13-3）西久保巴町児童遊園（虎ノ門3-18-18）

出典：「港区立公園・児童遊園での花火の利用について」（港区HP）
<https://www.city.minato.tokyo.jp/dobokukeikaku/hanabi.html>

麻布地区	<ul style="list-style-type: none"> ・狸穴公園（麻布狸穴町63） ・有栖川宮記念公園（南麻布5-7-29） ・筈公園（西麻布3-12-1） ・三河台公園（六本木4-2-27） ・六本木西公園（六本木7-17-8） ・網代公園（麻布十番2-15-1）※ ・新広尾公園（麻布十番4-5-1） ・飯倉公園（東麻布1-21-8） ・一の橋公園（東麻布3-9-1）※ <p>※網代公園及び一の橋公園については、麻布十番納涼まつりの関連会場となるため、8月23日（金曜日）から8月25日（日曜日）の間は花火の利用はできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・筈児童遊園（西麻布2-1-2） ・東麻布児童遊園（東麻布1-2-1）
赤坂地区	<ul style="list-style-type: none"> ・一ツ木公園（赤坂5-5-26） ・氷川公園（赤坂6-5-4） ・高橋是清翁記念公園（赤坂7-3-39） ・青葉公園（南青山1-4-4） ・青山公園（南青山2-21-12） 	<ul style="list-style-type: none"> ・桑田記念児童遊園（赤坂9-3-21） ・北青山一丁目児童遊園（北青山1-6-6）
高輪地区	<ul style="list-style-type: none"> ・亀塚公園（三田4-16-20） ・高輪公園（高輪3-18-18） 	<ul style="list-style-type: none"> ・泉岳寺前児童遊園（高輪2-15-37） ・白金志田町児童遊園（白金1-12-16） ・白高児童遊園（白金1-17-4） ・白金台どんぐり児童遊園（白金台5-19-1）※ <p>※白金台どんぐり児童遊園については、イベントの開催会場となるため、8月3日（土曜日）及び9月1日（日曜日）は花火の利用はできません。 （7月27日（土曜日）開催予定でしたイベントは、8月3日（土曜日）に延期となりました。）</p>

芝浦港南地区	<ul style="list-style-type: none"> ・芝浦公園（芝浦1-16-25） ・プラタナス公園（芝浦4-20-56） ・東八ツ山公園（港南2-8-8） ・港南和楽公園（港南4-2-18） ・港南公園（B面）（港南4-5-1） ・お台場レインボー公園（台場1-3-1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・南浜町児童遊園（芝浦1-12-12） ・船路橋児童遊園（芝浦2-11-10）
--------	--	--

利用対象者

子どもを含む少数でのご利用

ただし、町会及び自治会、PTA、保育園などの団体（参加者に子どもを含む団体に限る）で花火をする際は、事前に申請等（消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出を含む）が必要になりますので、各地区総合支所まちづくり課にご相談ください。

※団体等での利用の際は以下の条件を満たす必要があります。

1. 必ず成人の責任者を配置すること。
2. 責任者が安全管理を徹底すること。
3. 責任者は事故やケガ等の対応を行うこと。
4. 近隣周辺への周知をすること。

なお、団体の場合、花火を利用できる公園等がさらに限られますので、詳細は各地区総合支所まちづくり課にご相談ください。

使用できる花火

手持ち花火程度

花火を利用する際の注意事項

花火を利用するに当たり、次のことを守りましょう。

1. バケツに水を汲んで用意すること
2. 周りを含め、火が燃え移る可能性のある場所（芝生地、植込み付近等）では行わないこと
3. 花火等のごみは、全て持ち帰ること
4. 打ち上げ花火やロケット花火など、音のなる花火や飛ぶ花火は、近隣住民や他の公園利用者の迷惑になるので禁止とします
5. 花火を持って、走り回らない、振り回さないこと

6. 使用後は、火気を消火し、周囲を含めて安全確認をすること
7. 近隣住民や公園利用者に迷惑とならないようにすること
8. 近所から苦情を受けた場合は即中止すること
9. 必ず保護者が付き添うこと

なお、利用ルールが守られない場合や苦情などがあった場合は、その公園等での花火の利用を中止することもあります。

関連資料

[区立公園・児童遊園での花火の利用について\(チラシ\) \(PDF : 254KB\)](#)

よくある質問

特によくある質問

- [公園・児童遊園等の維持管理（遊具が壊れている・園内に水溜りができている・樹木を剪定してほしい等）に関する問い合わせ先を知りたい。](#)
- [区立公園でイベントを開きたいのですが。](#)

「よくある質問コンテンツ」をご活用ください。

 よくある質問入り口
Frequently Asked Questions

お問い合わせ

所属課室：街づくり支援部土木課土木計画係

電話番号：03-3578-2217

ファックス番号：03-3578-2369

所属課室：芝地区総合支所まちづくり課まちづくり係

電話番号：03-3578-3104

ファックス番号：03-3578-3180

所属課室：麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係

電話番号：03-5114-8815

ファックス番号：03-3585-3276

所属課室：赤坂地区総合支所まちづくり課まちづくり係

電話番号：03-5413-7038

ファックス番号：03-5413-2019